

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名 : 特定旅客定期航路事業の休廃止の届出
- ② 手 続 根 拠 : ・海上運送法第19条の3第6項(特定旅客定期航路事業)
海上運送法施行規則第19条の5(")
- ③ 手 続 対 象 者 : 特定旅客定期航路事業
- ④ 提 出 時 期 : 休廃止後30日以内
- ⑤ 提 出 方 法 : 次の(1)～(4)に係る事項を記載した事業休止(廃止)届出書を、
所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1)住所及び氏名
 - (2)休止(廃止)の届出に係る航路
 - (3)休止(廃止)の年月日
 - (4)休止の届出の場合は、休止の期間
- ⑥ 手 数 料 : なし
- ⑦ 添 付 書 類 ・ 部 数 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申 請 書 様 式 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記 載 要 領 ・ 記 載 例 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提 出 先 :

| | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 045-211-7214 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 025-285-9156 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課 | 087-802-6807 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課 | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課 | 098-866-1836 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 所轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による